割賦販売法・自主ルール研修に関する細則

（令和７年４月１日改正施行分）

第１章　総則

（目的）

第１条　本細則は、「資格研修等に関する規則（以下「規則」という。）第５条」に基づき、一般社団法人日本クレジット協会（以下「本会」という。）が定める「包括信用購入あっせんに関する自主規制細則第７条第２項」及び「個別信用購入あっせんに関する自主規制細則第８条第２項」並びに「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者による加盟店調査等に係る自主規制細則第６条第２項」に定める研修の実施に必要な事項を定める。

（対象会員）

第２条　本細則に定める研修は、次の各号に掲げる会員を対象とする。

(1) 包括信用購入あっせん業者

(2) 個別信用購入あっせん業者

(3) クレジットカード番号等取扱契約締結事業者

（社内教育体制の整備）

第３条　前条に定める対象会員（以下「研修対象会員」という。）は、割賦販売法及び同法に係る自主規制規則等（以下「割賦販売法及び自主ルール」という。）を遵守した適正な業務を行うための社内教育体制の整備に資するために第２１条第１項で定めた者（以下「講師資格者」という。）を置かなければならない。

２　講師資格者は、当該研修対象会員の実情（従業員規模や営業所数等の状況）を踏まえ、その役割に応じた人数とする。

３　前項の講師資格者の人数は、研修対象会員の社内規則等において定めることとする。

４　新たに研修対象会員となったものは、研修対象会員となった時から１年以内に前三項の定めに基づき体制整備を行うものとする。

（研修の種類）

第４条　本細則に定める研修は次の種類とする。

(1) コンプライアンス研修

(2) 一般研修

(3) 講師研修

２　本会は、前項に定める研修の実施に必要な事項（以下「実施要領」という。）をとりまとめ、会員に周知することとする。

３　実施要領は、次の各号に定める内容を記載する。

イ　本会が主催する研修（以下「協会主催研修」という。）

(ｲ) 研修の種類及び区分

(ﾛ) 当該年度の実施スケジュール

(ﾊ) 研修方法

(ﾆ) 研修内容

(ﾎ) 修了要件

(ﾍ) 申し込み方法
(ﾄ) 受講料
(ﾁ) その他研修の実施にあたって必要な事項
ロ 第１５条第１項に定める研修（以下「会員主催研修」という。）
(ｲ) 会員主催研修の要件
(ﾛ) 保有する講師資格により講師を務めることができる研修
(ﾊ) 研修方法
(ﾆ) 修了要件
(ﾎ) 双方向性のある会議システム等による研修方法における実施基準
(ﾍ) 双方向性のない会議システム等による研修方法における実施基準
(ﾄ) ビデオ等の作成に係る基準
(ﾁ) 会員が作成する研修資料等
(ﾘ) その他研修の実施にあたって必要な事項

（研修方法）

第５条　本会は、前条に定める研修について、次の方法により実施する。
(1) 対面による研修
(2) 非対面による研修
２　前項各号に定める研修の具体的な実施方法については、実施要領によることとする。

第２章　コンプライアンス研修

（コンプライアンス研修の目的）

第６条　コンプライアンス研修は、次条に定める受講対象者が割賦販売法及び自主ルールの遵守に必要な社内体制の整備等を行うために必要な知識等を習得することを目的とする。

（受講対象）

第７条　コンプライアンス研修の対象は、研修対象会員であって、次に定める者を受講対象者とする。
(1) 本会に届出をしている会員代表者
(2) 次の業務を担当する役員
イ 包括信用購入あっせん業務
ロ 個別信用購入あっせん業務
ハ クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務
２　受講対象者が受講できない場合（研修対象会員において当該理由を合理的に説明できる場合に限る。）は、法令遵守を監督する管理部門等の責任者又はそれに準ずる者（以下これらの者及び前項に定める者と合わせて「受講対象役員等」と総称する。）が受講するものとする。
３　第１項及び前項の規定にかかわらず、次に定める者も受講できるものとする。
(1) 第１項第２号以外の研修対象会員の役員
(2) 前項以外の研修対象会員の職員
(3) 研修対象会員以外の本会の会員の役員

(4) 包括信用購入あっせん業務、個別信用購入あっせん業務又はクレジットカード番号等取扱契約締結業務を営む（営む予定を含む。）非会員の役員
(5) 研修対象会員の業務委託先その他の関連会社の役員（研修対象会員を通じて受講の申込みをした場合に限る。）

（コンプライアンス研修の受講等）

第８条　研修対象会員は、コンプライアンス研修を、毎年度、受講対象役員等に受講させ修了させるものとする。

２　コンプライアンス研修の修了者は、当該受講した研修内容について、受講できなかった他の受講対象役員等に周知するものとする。

（修了の要件）

第９条　本会は、受講対象役員等のうち研修を全て受講した者を研修の修了者とする。

第３章　一般研修

第１節　協会主催研修

（一般研修の目的）

第１０条　一般研修は、割賦販売法及び自主ルールに基づいた業務に必要な知識を習得することを目的とする。

（受講対象）

第１１条　一般研修の対象は、研修対象会員において包括信用購入あっせん業務、個別信用購入あっせん業務又はクレジットカード番号等取扱契約締結業務に従事する職員（以下合わせて「受講対象職員」という。）とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に定める者も受講できるものとする。
(1) 研修対象会員の役員
(2) 研修対象会員以外の本会の会員の役職員
(3) 包括信用購入あっせん業務、個別信用購入あっせん業務又はクレジットカード番号等取扱契約締結業務を営む（営む予定を含む。）非会員の役職員
(4) 研修対象会員の業務委託先その他の関連会社の役職員（研修対象会員を通じて受講の申込みをした場合に限る。）

（一般研修の種類）

第１２条　受講対象職員が受講する研修の種類は、次の各号に掲げる研修とし、研修対象会員の業務内容に応じて受講するものとする。なお、研修の実施方法は実施要領によることとする。
(1) 包括研修
(2) アクワイアラ研修（以下「ＡＣＱ研修」という。）
(3) 個別研修
(4) カード総合研修
(5) 合同研修

２　研修対象会員において、受講対象職員が従事している業務が限定されている場合は、前項の規定にかかわらず、当該従事している業務に応じた研修を受講できる。

３　第１項に定める研修について、第５条第１項第２号に定める研修方法によ

り行うときは、第３条に定める社内体制の整備が図られていることを受講要件とする。

（研修時期）

第１３条　研修対象会員は、受講対象職員に対し一般研修が修了した日が属する年度の翌年度から３年度以内に一般研修を受講させ修了させるものとし、以後も同様とする。

２　前項にかかわらず、研修対象会員は、職員を新たに第１１条第１項に定める業務に従事させるときは、当該職員（従事する日が属する年度の前３年度以内に一般研修を修了している者を除く。）に対し、できる限り早く一般研修を受講させ修了させるものとする。

３　新たに研修対象会員となったものは、原則として、研修対象会員となった時から１年以内に受講対象職員を受講させるものとする。

（修了の要件）

第１４条　本会は、第５条第１項各号に定める方法による研修において、実施要領に定める基準を満たした受講対象職員を修了者とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に定める者も一般研修の修了者とみなす。

(1) 講師育成研修を修了した者

(2) 講師更新研修を修了した者

(3) クレカウンセラー修了研修を修了した者

３　本会は、前各項の修了者の記録を作成し、会員の閲覧等に供するものとする。

第２節　会員主催研修

（会員主催研修）

第１５条　研修対象会員は、本会が以下に定める全ての要件を満たすことにより、会員主催研修を実施することができる。

(1) 研修内容を正確かつ確実に伝えることができる方法により研修を実施すること。

(2) 本会が作成した一般研修のテキストを使用するとともに、本会が作成した問題により理解度測定を行うこと。ただし、実施要領に定める方法により研修対象会員が作成する研修資料及び理解度測定問題を使用することを認める。

(3) 前２号に定める他､本会主催の一般研修と同等の研修内容等であること。

２　本会は、当該受講対象職員が所属する会員の会員主催研修を受講し修了した場合は、一般研修を修了したものとみなす。

３　研修対象会員は、会員主催研修を実施した場合は、本会に報告するものとする。なお、報告の方法、時期、内容等は実施要領によることとする。

（準用）

第１６条　前条第１項の会員主催研修については、第１０条から第１４条第２項の規定を準用する。

第４章　講師研修等

（講師の役割）

第１７条　講師資格者は、第３条に定める社内教育体制の整備に資するよう、次の役割を担うものとする。

(1) 第２１条に基づき、会員主催研修の該当する種類の研修講師を務めること。

(2) 第３章に定める一般研修を受講する受講対象職員に対し、質問等への回答及び助言を行うこと。

(3) 割賦販売法及び自主ルールに関し社内において実務と関連付けた観点から日常的に助言を行うこと。

（講師研修の目的）

第１８条　講師研修は、前条に定める役割を担うのに必要な知識等を習得することを目的とする。

（講師研修の種類）

第１９条　本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に定める研修を、当該各号に定める目的で行う。

(1) 講師育成研修
　　講師として必要な知識等を習得するため

(2) 講師更新研修
　　講師資格者の能力の維持及び向上を図るため

２　前項第１号に定める研修の種類は、次の各号に掲げる研修とし、研修の実施方法は実施要領によることとする。

(1) 包括研修

(2) ＡＣＱ研修

(3) 個別研修

(4) カード総合研修

(5) 合同研修

３　第１項第２号に定める研修の種類は、次の各号に掲げる研修とし、研修の実施方法は実施要領によることとする。

(1) ＡＣＱ研修

(2) 個別研修

(3) カード総合研修

(4) 合同研修

（受講対象）

第２０条　講師育成研修の対象は、講師育成研修を受講しようとするときから原則前３年度以内に、第１２条に定める一般研修において当該研修を修了した役職員であって、講師になろうとする者とする。ただし、本会が認める場合は、この限りではない。

２　講師更新研修の対象は、講師資格を更新しようとする者とする。

（講師資格の認定）

第２１条　本会は、次の各号に定める者を講師として認定する。

(1) 講師育成研修を受講した者のうち、実施要領に定める基準を満たす者

(2) 本会のクレカウンセラー資格の認定を受けた者
(3) 協会に届出をした弁護士
なお、届出にあたっては、実施要領に定める様式の届出書を本会に提出するものとする。
２　前項各号に該当する者について本会が認定する講師資格の種類は、次の各号に掲げるものとし、認定にあたっては実施要領によることとする。
(1) 包括研修講師資格
(2) アクワイアラ研修講師資格
(3) 個別研修講師資格
３　本会は、第１項第１号及び第２号の講師資格認定者の記録を作成し、会員の閲覧等に供するものとする。

（講師資格の有効期間）
第２２条　前条第１項第１号及び第２号の講師資格の有効期間は、講師資格認定の日（同項第２号に定める講師にあってはクレカウンセラー資格の認定を受けた日）から３年を経過した日が属する年度の末日までとする。
２　次条により講師更新研修を修了した者の講師資格の有効期間は、更新研修の修了日から３年を経過した日が属する年度の末日までとする。

（講師資格の更新）
第２３条　講師資格者（弁護士を除く。）は、当該講師資格を更新しようとするときは、前条の有効期間満了の時までに講師更新研修を修了しなければならない。
２　本会は、講師更新研修を受講した者のうち、実施要領に定める基準を満たした者を修了者とする。
３　第１項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により講師資格の有効期間満了の日までに講師更新研修を修了していない者に、当該有効期間満了後１年間に限り講師更新研修の受講を認める。この場合、当該講師更新研修の修了認定の可否が決定されるまでの間、講師資格は停止する。
４　本会は、第２項の講師更新研修修了者の記録を作成し、会員の閲覧等に供するものとする。

（講師資格者台帳への記載）
第２４条　本会は、講師資格者（弁護士を除く。以下本条及び次条において同じ。)について､次の各号に定める事項を講師資格者台帳(電磁的記録を含む。)に記載するものとする。
(1) 氏名
(2) 所属する会社名
(3) 講師資格認定年月日
(4) 講師資格更新認定年月日（最新のもの）
(5) 講師資格の有効期間（最新のもの）
(6) 講師資格の認定番号及び種類
(7) 講師資格を失効した旨
(8) その他講師資格者の管理のために必要な事項

２　講師資格者は、前項の記載事項に変更が生じた場合には、実施要領に定める様式の届出書を遅滞なく本会に提出するものとする。
３　本会は、講師資格の有効期間を経過し講師資格を失効した場合には、講師資格者台帳から当該者の記録を削除するものとする。

（講師の活動範囲）
第２５条　講師資格者は、当該講師資格者が所属する会員の会員主催研修以外で講師を務めることができない。ただし、本会が認める場合は、この限りでない。

第５章　その他

（協会主催研修の受講料等）
第２６条　本会は、資格研修等に関する規則第４条の規定に基づき、協会主催研修の受講料について、次の各号に定める金額（受講者１名あたり（税別））とする。
イ 対面による研修
　(ｲ) 一般研修　３５００円
　(ﾛ) 講師育成研修　６０００円
　(ﾊ) 講師更新研修　６０００円
ロ 非対面による研修
　(ｲ) コンプライアンス研修　２５００円
　(ﾛ) 一般研修　１５００円
　(ﾊ) 講師育成研修　５０００円
　(ﾆ) 講師更新研修　５０００円
２　本会は、納付された受講料は、本会の都合により本研修の開催を中止した場合を除き、これを返還しないものとする。
３　本会は､協会主催研修に関し受講者に請求できるその他の金額については、実施要領に定めることとする。

（研修のフォローアップのための調査）
第２７条　本会は、研修対象会員に対し、必要に応じ、第４条各号に定める研修のフォローアップのための調査を実施することができるものとし、当該会員は、これに協力するものとする。
２　本会は、当該調査内容の分析の結果等を当該会員に対し提供するものとする。
３　本会は、研修の実績に著しく問題のある会員については、本会が定める処分に関する細則とは別に、研修の運用上の注意文書の発出等をすることができるものとする。

（研修の記録の作成と保存等）
第２８条　本会は、実施した第４条各号に定める研修について、次の各号に定める記録（電磁的記録を含む。次項において同じ。）を作成し、当該研修を実施した日から５年間が経過する日が属する年度の年度末まで保存するものとする。
　(1) コンプライアンス研修
　　イ 氏名

ロ 所属する会社名、所属・部署、役職
ハ 受講月
ニ 受講結果
(2) 第５条第１項第１号に定める方法で行う一般研修及び講師研修
イ 氏名
ロ 所属する会社名
ハ 受講番号
ニ 研修の種類
ホ 受講月
ヘ 受講結果
ト 修了した場合は修了日及び修了番号
チ その他管理のために必要な事項
(3) 第５条第１項第２号に定める方法で行う一般研修及び講師研修
イ 氏名
ロ 所属する会社名
ハ ユーザーＩＤ
ニ 研修の種類
ホ 修了日
ヘ その他管理のために必要な事項

２　研修対象会員は、社内規程等に基づき、第４条各号に定める研修にかかる研修計画を策定するとともに、当該研修に役職員を受講させた場合には、その記録を作成し、当該研修を実施した日から５年間が経過する日が属する年度の年度末まで保存するものとする。

３　前項に定める研修計画及び受講状況の記録事項は、次の各号のとおりとする。

(1) 研修計画
研修対象会員は実施要領に定める様式を参考に研修計画を策定する。

(2) 受講状況
イ コンプライアンス研修
(ｲ) 受講対象役員全員の氏名、役職
(ﾛ) 上記(ｲ)のうち実際に受講した者（上記(ｲ)以外の者も含む。）の氏名、役職
(ﾊ) 上記(ｲ)のうち受講できなかった者がいる場合は、当該者に周知した日
ロ 一般研修
(ｲ) 氏名
(ﾛ) 研修日（分割研修の場合は期間）又は修了日（非対面による研修の場合）
(ﾊ) 研修の種類（①第１２条第１項第１号から第５号の別、②協会主催研修、会員主催研

修の別、③対面による研修、非対面による研修の別）
(ニ) 受講結果（修了、未修了の別）
(ホ) 会員主催研修の場合は講師名
(ヘ) 同一の役職員に対し、再度理解度測定のみを行った場合は、その旨（講義と同日中に
行った場合を除く。）

ハ 講師研修
(イ) 氏名
(ロ) 研修日
(ハ) 研修の種類（講師育成研修、講師更新研修の別と、第１９条第２項第１号から第５号
の別及び第３項第１号から第４号の別）
(ニ) 受講結果

（改廃）

第２９条　本細則の改廃は、自主規制委員会の決議を経て行う。

附則

１．本細則は、平成２２年４月１６日から施行する。
２．本細則は、平成２３年４月１日から改正施行する。
３．本細則は、平成２３年１０月２５日から改正施行する。
４．本細則は、平成２５年４月１日から改正施行する。
５．本細則は、平成２６年４月１日から改正施行する。
６．本細則は、平成２７年４月１日から改正施行する。
７．本細則は、平成２８年４月１日から改正施行する。
８　本細則は、平成２８年７月２０日から改正施行する。
９．本細則は、平成２９年４月１日から改正施行する。
１０．本細則は、平成３０年６月１日から改正施行する。
１１．本細則は、平成３１年４月１日から改正施行する。
１２．本細則は、令和２年７月１日から改正施行する。
１３．第２１条第２項に定める講師資格については、令和元年度までに「包括研修講師資格」を保有している場合には、改正施行後における「包括研修講師資格」及び「ＡＣＱ研修講師資格」の講師資格を有するものとみなす。
１４．第３条第１項の規定は、講師資格者の設置による社内教育体制の整備の期間として、令和４年３月３１日までの経過措置を設けることとする。
１５．本細則は、令和３年４月１日から改正施行する。
１６．本細則は、令和５年４月１日から改正施行する。
１７．本細則は、令和６年４月１日から改正施行する。
１８．本細則は、令和７年４月１日から改正施行する。